同対事業法終結から14年 法制定の根拠ない

政府答弁 「部落差別」の用語使った法律はない

清水議員 誰が「許さないもの」と判断するのか

清水忠史議員の質問要旨（5月25日 衆院法務委員会）

質問する清水忠史議員＝5月25日、衆院法務委員会

○清水委員　総額16兆円以上と言われる予算を投じ、33年間にわたって同和立法による特別対策を行ってきました。同法律が2002年3月に終結した理由について、総務省に確認したい。

2001年1月26日付の総務省大臣官房地域改善対策室が発表した「今後の同和行政について」の中で、特別対策を終了し一般対策に移行する主な3つの理由が書かれています。これを述べてください。

○佐伯政府参考人　1つとして、特別対策は本来時限的なものであり、これまでの事業の実施によって同和地区を取り巻く状況は大きく変化したこと、2つ目としまして、特別対策をなお続けていくことは、差別解消に必ずしも有効ではないこと、3つ目としまして、人口移動が激しい状況の中で、同和地区、同和関係者に対象を限定した施策を続けることは実務上困難であることが挙げられているところでございます。

○清水委員　本法案の名称や条文には、部落差別との用語が用いられております。法務省及び総務省に伺いますが、これまで、部落差別という用語を使ったり、部落差別を定義したりした法律は存在しましたか。

○盛山副大臣　法務省所管の今現在ある法律におきまして、部落差別という用語を用いたり、部落差別を定義したものはございません。

○佐伯政府参考人　現在、総務省が所管する法律や過去の同和関係の特別措置法におきましても、部落差別という用語を使用したり、定義しているものはないと承知しております。

○清水委員　法務省人権擁護局は、今回の提出会派の提出者から、この法案の中にある部落差別の定義について明確な説明を受けていたんでしょうか。

○盛山副大臣　本法案におきまして部落差別という用語が用いられておりますが、その定義規定は置かれておりません。

また、私ども人権擁護局の担当者からは、本法案における部落差別という用語のより具体的な定義に関しまして、特段のことは承知しておりませんという報告を受けております。

○清水委員　部落差別という言葉を使った法律はない、皆さんにもぜひこれを押さえていただきたいんです。

総務省においては答えない。政府は、この法案に対する部落差別の定義に関して説明は受けていないということなんですね。

法律案の第1条は「この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに」という言葉で言う部落差別の定義についてお答えいただきたい。

○山口（壮）議員　法律上の定義を置かずとも、この部落差別の意味というのは極めて明快であるというふうに思っております。

○清水委員　とんでもないことだと思いますよ。公明党の提出者の江田康幸議員に同じことを聞きたいんですが、同様の考えですか。

○江田（康）議員　法律上の定義を置かずとも理解できるというのは、多くの国民の皆様が実感されていることであろうかと思っております。

○清水委員　法律をつくる以上、部落差別の定義がどういうものなのか、これを明確にせずに、この法律を国民に対して課していく、こんな乱暴なやり方があるんでしょうか。

もう一度江田議員に聞きますが、ヘイトスピーチ法においては、この定義を大事にして、これを提出し、賛成されたんじゃありませんか。そういう意味では、法律の定義というのは何よりも大事だと思うんですが、江田議員、もう一度お答えいただけますか。

○江田（康）議員　その定義を置かずとも、これは一般的に国民が理解しているものだと思っております。この法案ではその定義は置きませんけれども、一般的には、その方が部落の出身であることを理由として差別を受けるということと考えております。

○清水委員　一般的に部落差別が国民の中に定義として浸透していると発言をされました。では、盛山副大臣にお伺いしますが、人権擁護局や法務省の調査で、国民の100％がこの部落差別について知っていますか、理解していますか。

○盛山副大臣　私どもの方では、そのような調査は行っておりません。

○清水委員　児童生徒に対するアンケートも含めて、部落差別を知らない、同和問題を知らない、

部落差別の解消の推進に関する法律案

（目的）

第一条　この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享受を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条　部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享受するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2　地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第4条　国は、部落差別の解消に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2　地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第5条　国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2　地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行う努めるものとする。

（部落差別の実態に係わる調査）

第6条　国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。